

(様式 1-3)

南相馬市 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 6 年 5 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	129	事業名	地域子育て支援拠点施設整備事業	事業番号	◆(4)-37-1-1
交付団体	南相馬市	事業実施主体 (直接/間接)	直接		
総交付対象事業費	38,647 (千円)	全体事業費	38,647 (千円)		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
東日本大震災の発生に伴う年少人口や出生数の大幅な減少に直面する中、本市のまちづくりの基本目標である「100年のまちづくり～家族や友人とともに暮らすまち～」の実現に向け、少子化緊急対策「みらいづくり1.8プロジェクト」を展開するなど、出産・子育てに対する支援や移住定住の推進等を実施している。 しかしながら、多くの保護者が子育てに対する不安や負担感を抱く中、震災以降、本市においては、依然として子育て親子の交流やつながり、相談支援、子育て情報の発信や学びの機会の提供といった子育て支援の機能が脆弱であり、市外へ避難した子育て世代等の本市への帰還や、新たな移住・定住者の獲得を妨げる要因となっている。 そのため、こどもや保護者の交流、相談、情報発信、講習等の機能に加え、これまで提供がされなかった新たな子育てサポート機能を総合的かつ大幅に拡充して実施する、「南相馬市地域子育て支援拠点施設（以下「拠点施設」という。）」を新たに整備し、こどもや保護者に対し、子育てに対する不安や負担の軽減、子育て家庭の孤立防止など、子育てに前向きに取り組むことができる充実した子育て環境を提供することで、もって避難した子育て世代等の帰還促進と移住・定住者の増加を図る。 【施設整備のねらい・必要性】 今般整備する拠点施設は、市内の三区（小高区、原町区、鹿島区）のうち、主に小高区、原町区のこどもや保護者の利用を見込んでいる。（※） これらの二区については、小高区については従前よりサービスの提供がされておらず、また、原町子育て支援センターにおいて交流等のサービスを提供しているものの、施設が備える機能や容量が、市民が求める子育て支援ニーズに対し十分ではなく、限定的かつ小規模なサービス提供に止まっているなど、子育てに対する不安・負担の軽減や子育て環境の満足度向上につなげていない。 これらは施設自身の物理的な制約に起因するものであることから、新たに拠点施設を整備し、交流をはじめとした子育て支援サービスの拡充と新規実施を通じ、子育て環境の大幅な拡充を図る。 ※ 市全体のこどもの数のうち、小高区、原町区のこどもが占める割合は約81.3%（R6.2.29時点の三区年齢別住民基本台帳人口より） これら拠点施設の整備が本市の子育て環境の充実につながり、本市への避難した子育て世代等の帰還支援や移住・定住の動機づけになるとともに、出生数の増加等につながる効果が期待できる。					
事業概要					
様々な子育て支援策を総合的に提供する新たな子育て支援の拠点を新たに整備し、こどもや保護者のニーズに沿った以下のサービスを提供する総合的な子育てサポート機能を構築することで、避難した子育て世代等の帰還と移住・定住者の増加を図る。 1. 子育て世代の交流促進と、孤立感・不安の解消 (1) 子育て親子の交流					

(2) 育児サークル活動 (3) 子育て支援及び放射線等に関する講習 (4) ファミリーサポートセンターの機能強化 (5) 母子健康診査（すべてのこどもや保護者が訪れる場づくり） 2. こどもや保護者が抱く具体的課題等の解決 (1) 子育て等に関する相談、援助 (2) 子育て情報等の発信 3. 家事や育児に対する不安及び負担感の軽減 (1) 一時預かり (2) 病後児保育の実施 4. 個人の特徴や特性によって阻害されないインクルーシブな場づくり 5. 地域社会でこどもや保護者を応援する機運の醸成及びリフレッシュの場づくり (1) 地域社会との交流 (2) 保護者のリフレッシュ等につながる居場所の提供 6. 災害時における配慮を要するこどもや保護者の避難受入れ 【南相馬市第三次総合計画 基政策の柱 2・3 こども・子育て】 ・施策 10 子育て環境の充実（P 66） 取組方針 こどもが安全にのびのびと遊ぶことができる施設や設備を整備します。 ・施策 11 こどもの健やかな成育のための支援（P 67） 取組方針 こどもの心身の発育・発達への支援や子育ての相談体制の充実を図ります。	
当面の事業概要 <令和6年度> ・基本・実施設計業務【第47回申請】（効果促進事業） 38,647千円 <令和7年度> ・整備工事（建築、電気、機械、外構等）【第50回申請予定】（基幹事業）824,144千円	
地域の帰還・移住等環境整備との関係 震災及び原発事故により避難を余儀なくされた子育て世代の帰還や市外からの新たな子育て世代等の移住・定住の促進が図られる場やサービスを提供し、避難者の帰還と新たな移住・定住者の増加を図る。	
関連する事業の概要	
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。	
関連する基幹事業	
事業番号	(4)－37－1
事業名	地域子育て支援拠点施設整備事業
交付団体	南相馬市
基幹事業との関連性 基幹事業にて地域子育て支援拠点施設の整備予定しており、それに係る基本計画・実施設計の策定を本事業の目的とする。地域子育て支援拠点施設の整備により、避難した子育て世帯の帰還促進が期待される。	